

ふじみ野市 PPA 方式による公共施設太陽光発電設備導入事業
公募型プロポーザル募集要項

1. 趣旨

本市は令和4年10月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言し、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいる。

本募集要項は、本市が所有する公共施設（以下「対象施設」という。）に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、PPA 方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

- (1) 【事業名】 ふじみ野市 PPA 方式による公共施設太陽光発電設備導入事業
- (2) 【事業内容】 別紙仕様書のとおり。
- (3) 【対象施設】 市役所本庁舎（ふじみ野市福岡 1－1－1）、なの花学校給食センター（ふじみ野市中福岡 1 2 2－1）
- (4) 【事業期間】 別紙仕様書のとおり。
- (5) 【担当部署】

郵便番号：〒356-8501

住所：埼玉県ふじみ野市福岡 1－1－1

担当：ふじみ野市 市民活動推進部 環境課

電話：049-262-9021

メールアドレス：kankyo@city.fujimino.saitama.jp

なお、本事業は、国の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）」の活用を前提とするものであり、補助規定に沿ったものとする。ただし、同等以上の補助率のその他の補助事業についても、活用を妨げるものではない。また、補助金の不採択となった場合は、次回以降の補助金への申請等を含めた事業の継続について市と事業者で協議するものとする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同企業体（共同企業体を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同企業体の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同企業体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。なお、共同企業体の場合はすべての構成法人が下記（２）～（５）の要件を満たすこと。
- (2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (3) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者。
 - イ 破産者で復権を得ない者。
 - ウ 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りではない。
 - エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
 - オ 国税又は地方税を滞納している者。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者。
 - キ ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 22 年ふじみ野市告示第 250 号）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者。
- (5) 遵守すべき関連法令等に基づく有資格者が必要な場合は、その資格を有する者を体制の中に含めること。なお、工事を行う際には、必要となる有資格者により工事を行うこと。

4. 必要資料の提供

企画提案書の作成のために市が提供する資料のうち、対象施設の図面（敷地配置図、平面図、単線結線図等）及び 1 年間の電力使用量（30 分値）の情報については、市提供資料に関する誓約書（様式 1）の提出があった事業者に別途電子媒体（CD-R、DVD-R

R 又は BD-R) で提供する。参加を希望する事業者（共同企業体の場合はその代表構成員）はプロポーザル公募開始後速やかに、市提供資料に関する誓約書、電子媒体の必要部数及び郵送先（又は来庁し受け取る旨）を、2. 事業概要（5）担当部署に記載の連絡先に電子メールで送付すること。

なお、なの花学校給食センターにおいて、太陽光発電設備の重量（架台含む）が400N/m²以下の場合は、本事業の実施に当たり構造計算は不要とする。

5. 提出書類

原則として、紙資料にて提出する。ただし、（4）についてはデータを保存した電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）でも提出すること。

また、以下（1）～（4）の他に市が別途書類の提出を求めることがある。その場合の提出方法は市の指示に従うこと。

（1） プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

ア 単独の法人の場合

（ア）プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式2）

イ 共同企業体の場合

（ア）共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式3）

（イ）共同企業体協定書（様式3-1）

（ウ）共同企業体構成員構成表（様式3-2）

（2） 会社概要

会社概要調書（様式4）に必要事項を記入し、提出する。共同企業体の場合は全ての構成員分を提出すること。

（3） 参加資格に係る書類

共同企業体の場合は全ての構成員分を提出すること。

ア 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）

イ 誓約書（様式5）

ウ 決算報告書（貸借対照表及び損益計算書、直近3期分）

エ 会社・法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書、発行日から3か月以内のもの）

オ 納税証明書（法人税・消費税・地方消費税、滞納がないことがわかる、発行日から3か月以内のもの）

カ 市に課税されている場合のみ、市税の納税証明書（市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税、滞納がないことがわかる、発行日から3か月以内のもの）

（4） 企画提案書

- ア 企画提案書表紙（様式 6）
- イ 事業の実施内容（任意様式）
- ウ 事業実施体制（任意様式）
- エ 類似業務経歴書（様式 7）

6. 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

(1) 事業の実施内容（任意様式）

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備出力・容量

対象施設における想定設備の出力（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））及び年間発電容量（kWh）を検討すること。

ウ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・対象施設における想定自家消費電力量（kWh）を検討すること。
- ・温室効果ガス排出削減量は、対象施設における 1 年間の総量を算出すること。

なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（補助事業申請者用）（令和 6 年 4 月 環境省地球環境局公表）で定められている 0.434kg-CO₂/kWh を使用すること。

エ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 N/m² 又は kg/m²）を記載すること。

オ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、災害等発生時に避難所等の運営又は業務を維持するために利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

カ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

- ・単価は事業期間中一定とし、市より提示した参考単価をもとに提案すること。参考単価は、市役所本庁舎においては 26.16 円/kWh（税抜）、なの花学校給食センターにおいては 17.05 円/kWh（税抜）とする。単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。なお、定額の月額電気料金での提案も可能とする。その場合には、kWh 当たりの単価へ換算した金額も明示すること。月額電気料金は消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。

また、従量と定額のうち片方を選択した具体的な理由について、もう片方との比較検討の過程・結果を含めて企画提案書の内容に含めること。

なお、上記単価・料金については、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）」を活用した場合及び活用しない場合の単価・料金を提案すること。

- ・電気料金の概算については、事業期間中における市の負担として算出すること（事業期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと）。

キ その他

- ・年間あたりの太陽光発電設備による発電量を場内で表示するための設備を設置すること。
- ・事業期間中、年 1 回月単位の太陽光発電設備による発電量及び自家消費量を市にデータで提出すること。また、必要に応じて 30 分値を市にデータで提供すること。

(2) 事業実施体制（任意様式）

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要

- ・現地調査、詳細協議、予備設計、補助金申請書類の作成等のスケジュール
- ・施設ごとの設備導入工程表
- ・実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を含むもの）
- ・事業フロー及び事業期間における維持管理等のスケジュール

ウ 事業期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の方法等）、実施体制

エ 事業者（共同企業体の場合は構成員）の経営状況（3 年間）

流動比率、売上高経常利益率等

オ 工事費、運転管理、維持管理のためのそれぞれの費用、資金調達を含めた事業資金計画

カ 故障、緊急時の対応体制図

キ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

ク 事業実施に関する保証

設備の導入、事業期間中及び譲渡までにかかり設定するすべての保証内容

(3) 類似業務経歴書（様式7）

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。（開示が可能で、契約が証明できる部分のみの写しで良い。）

7. 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書表紙（様式6）を除き、提案者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- (2) A4版を基本とし、ページの通し番号を付すこと。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして閉じること。
- (3) 枚数に制限は設けないが、書面による審査であることに留意しつつ、提案書は簡潔にまとめること。また、専門的知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい内容とすること（専門用語を用いるときは注釈を付けること。）。
- (4) 表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。
- (5) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- (6) 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- (8) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。
また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

8. 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

- ア プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式2又は様式3）、共同企業体協定書（様式3-1）、共同企業体構成員構成表（様式3-2）、会社概要調書（様式4）、参加資格に係る書類：各1部
- イ 企画提案書（正本1部、副本7部）
- ウ 企画提案書のデータを保存した電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）：1枚

(2) 提出期限

- ア プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式2又は様式3）、共同企業体協定書（様式3-1）、共同企業体構成員構成表（様式3-2）、会社概要調書（様式4）、参加資格に係る書類

令和6年12月26日(木)16時（必着）

- ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、令和6年12月27日(金)までに結果を通知する（電子メールを送信し、併せて書面を発送する。）。
- ・参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、担当課へ連絡すること。

イ 企画提案書及びデータを保存した電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）
令和7年1月8日(水)16時（必着）

（3）提出場所

〒356-8501 ふじみ野市福岡 1-1-1 ふじみ野市役所本庁舎 2 階

ふじみ野市 市民活動推進部 環境課

郵送（簡易書留、レターパック等の追跡可能な郵便）又は直接持参とする。

9. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問票」（様式8）を提出するものとする。

（1）質問受付

ア 受付期間

プロポーザル実施の公表～令和6年12月20日(金)16時

イ 提出方法

電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「PPA 方式による公共施設太陽光発電設備導入事業に関する質問」とすること。電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

以下の電子メールアドレスに提出すること。

担当課：ふじみ野市 市民活動推進部 環境課

電話番号：049-262-9021

電子メールアドレス：kankyo@city.fujimino.saitama.jp

（2）回答

令和6年12月26日(木)正午までに、ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

10. 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、選定委員会において審査する。選定委員会では、書面及びデータにより提出された企画提案書についての書面審査を実施する。

また、書面審査の実施に際しては事前に書面又は電子メールにより事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面又は電子メールにより回答すること。

審査に当たっては、選定委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点（委員 1 名につき 100 点満点、合計 500 点満点）し、委員の評価点の合計点が最も高い企画提案者を第 1 順位者（優先交渉権者）として決定する。第 1 順位の合計点が同点の場合は、委員の多数決により第 1 順位者（優先交渉権者）を決定する。

企画提案者が 1 者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が 60 点を超える場合には優先交渉権者として選定する。

（１）スケジュール

本プロポーザル実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

プロポーザル公募開始	令和 6 年 12 月 16 日(月)
対象施設の年間電力使用量(30 分値)、詳細図面等の提供	市提供資料に関する誓約書を市に提出後
質問受付期間	令和 6 年 12 月 20 日(金)16 時まで
質問への回答	令和 6 年 12 月 26 日(木)正午までにホームページ上に掲載
プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書の提出期限	令和 6 年 12 月 26 日(木)16 時まで
参加資格確認通知書の送付	令和 6 年 12 月 27 日(金)16 時までに電子メールを送信し、併せて書面を発送
企画提案書の提出期限	令和 7 年 1 月 8 日(水)16 時まで
企画提案書審査（書面審査）	令和 7 年 1 月 9 日(木)から令和 7 年 1 月 20 日(月)
優先交渉権者の発表（審査結果通知）	令和 7 年 1 月 22 日(水)（書面及びホームページ掲載）
基本協定の締結	令和 7 年 1 月下旬
現地調査及び詳細協議	令和 7 年 1 月下旬～令和 7 年 3 月上旬
補助金申請	補助金公募開始次第（令和 7 年 3 月～4 月を想定）
契約締結	補助金交付決定後

(2) 企画提案書審査

ア 日時

令和7年1月9日(木)から令和7年1月20日(月)

イ 審査の方法

書面による審査とし、対面によるプレゼンテーション等を行わない。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、審査後、参加者全員に令和7年1月22日(水)付けで電子メールを送信し、併せて書面により通知する。

また、ふじみ野市ホームページにも掲載する。

(4) 基本協定の締結、現地調査及び詳細協議

優先交渉権者による現地調査及び詳細協議、共同で補助事業の申請を行う旨等を定めた基本協定を、選定された優先交渉権者と締結する。

その後、現地調査及び詳細協議を行い、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について市の確認を受ける。なお、市は、提案内容を尊重しながら仕様書の詳細について協議し、一部内容の変更を求めることができるものとする。

また、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、選定委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(5) 補助金申請、契約締結

市は、基本協定の締結を行った事業者と共同で補助事業に申請し、補助事業の採択・交付決定を受けた後、契約を締結する。なお、共同企業体による申請の場合、代表構成員を契約者とする。

11. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 市が提供又は貸与する図面等の資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

イ 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。

ウ 提案者は、市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画案その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と優先交渉権者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (6) 本プロポーザルの参加意思表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届（様式9）」を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。

12. 失格要件

プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式2又は様式3）提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は優先交渉権者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で選定委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、選定委員会が不適切と判断したとき。

<評価基準>

評価項目		評価の視点	配点
1. 技術提案に関する事項	導入設備の内容	・提案内容に具体性があり、かつ妥当であるか	7
		・設備出力及び発電容量の最適化に関する提案があるか	7
	二酸化炭素排出量の削減効果	・排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か	5
	災害等、非常時利用の内容	・実用性の高い提案がされているか	4
2. 実施体制	工事遂行能力	・実施体制、施工スケジュールは適切か	7
	業務遂行能力	・維持、管理等の実施体制及びメンテナンス計画は適切か	7
	事業実施中のリスク対応	・事業実施中に発生するリスクについて想定し、対応できる提案となっているか	6
	事業実施に係る保証	・設備の導入、事業期間中、譲渡の際まで対応できる提案となっているか	7
	長期契約における事業継続性についての保証	・事業継続を保証できる提案となっているか	5
3. 実績	会社概要	・財務状況等について、資金調達に問題がないか	4
	類似実績	・過去に公共施設における類似する事業の実績があり、問題なく実施が見込めるか	4
4. 電気料金（概算）		・電気料金がどの程度低減されるか	7
		・自家消費電力量及び料金単価の算出方法は妥当か	7
5. 施工・維持管理	品質管理の提案	・設備の設置、施工方法等に対し、優れた品質管理の提案があるか	7
	保障、損害保険	・保証期間、保証内容、損害保険等は妥当か	6
	環境への配慮	・対象施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策・光害対策等）は妥当か	6
6. 地域貢献	地域等への貢献	・地域貢献についての提案がなされているか、市の特性を生かした独自提案となっているか、効果が期待できるか	4